介護保険料が平成27年度から変わります

第６期介護保険事業計画の策定に伴い、第１号被保険者（65歳以上）の保険料が変わりました。

◎保険料は９段階

介護保険料段階が所得に応じて細分化され、これまでの７段階制から９段階制に変更します。

◎基準月額を改定

第１号被保険者の介護保険料の基準月額が4,050円から5,000円に改定されました。

本町は震災による施設の被災などがありましたが、第５期計画期間中に復旧し、サービスが提供可能になったことと、第１号被保険者の介護給付費負担割合が21％から22％に改定されたことに伴い、今回の見直しとなりました。厳しい経済事情が続く中での料金改定で皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

◎一定以上所得者の２割負担

合計所得額が160万円以上の第１号被保険者の、８月からの介護サービス利用者負担割合が２割となります。ただし、合計所得額が160万円以上であっても、課税年金収入と他の所得額の合計が単身世帯で280万円未満、第１号被保険者が２人以上の世帯で346万円未満の場合、１割負担に据え置きます。

なお、利用者負担額には月額上限が設けられており、負担割合が２割となっても、対象者全員の利用負担額が必ず２倍となるわけではありません。

◎低所得者への軽減制度

町では、収入が一定以下の方を対象に保険料の軽減制度を行っています。対象となるのは住民税非課税世帯にあって、一定の条件を満たしている人です（最下表参照）。

保険料の減額を受けるためには本人の申請が必要となりますので、対象となる方は手続きを行ってください。

◆問い合わせ　町国保介護課介護保険係（☎82－3111内線135）へどうぞ。

◆保険料の段階と金額（年額）の改正内容

第５期（平成24年度～26年度）			第６期（平成27年度～29年度）		
段階	保険料（年額）	対象者	段階	保険料（年額）	対象者
第１段階	24,300円（基準額×0.5）	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	第１段階	30,000円（基準額×0.5）	・生活保護の受給者 ・本人を含む世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、または課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人
第２段階	24,300円（基準額×0.5）	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人			
第３段階	36,400円（基準額×0.75）	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超える人	第２段階	45,000円（基準額×0.75）	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超え120万円以下の人
			第３段階	45,000円（基準額×0.75）	本人を含む世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と他の所得額の合計が120万円を超える人
特例第４段階	42,500円（基準額×0.875）	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は非課税で課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人	第４段階	54,000円（基準額×0.9）	変更なし
第４段階	48,600円（基準額）	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は非課税で課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超える人	第５段階	60,000円（基準額）	変更なし
第５段階	60,700円（基準額×1.25）	本人が住民税課税で、合計所得額が190万円未満の人	第６段階	72,000円（基準額×1.2）	本人が住民税課税で、合計所得額が120万円未満の人
			第７段階	78,000円（基準額×1.3）	本人が住民税課税で、合計所得額が120万円以上190万円未満の人
第６段階	72,900円（基準額×1.5）	本人が住民税課税で、合計所得額が190万円以上の人	第８段階	90,000円（基準額×1.5）	本人が住民税課税で、合計所得額が190万円以上290万円未満の人
			第９段階	102,000円（基準額×1.7）	本人が住民税課税で、合計所得額が290万円以上の人

◆介護保険料軽減制度の概要

軽減の対象となる人	軽減の内容
１　保険料第１段階のうち、老齢福祉年金受給者 ２　保険料第１段階のうち、老齢福祉年金以下の収入で、次の４つの要件をすべて満たし、生活保護を受けていない人 ①世帯全員が住民税非課税 ②世帯の年間収入が120万円以下（３人目から１人につき40万円を加算） ③住民税課税者に扶養されていない ④世帯の預貯金が100万円以下であるなど、一定以上の資産を所有していない ３　保険料が第２段階で、上記２項の①～④の要件をすべて満たす人	本来納めるべき保険料から、基準額（60,000円）の１／４相当を軽減